

# 人権尊重都市鳥取市の実現をめざして

～生活困窮者支援に向けたパーソナルサポートセンターの取り組み～

問 本庁舎人権推進課 ☎ 0857-30-8071 ☎ 0857-20-3945  
問 中央人権福祉センター（パーソナルサポート担当）☎ 0857-20-4888 ☎ 0857-20-8067



6月4日～10日は  
歯と口の健康週間

口は健康の入り口です。生涯を通じて充実した食生活を送り、健康な身体で過ごすためには、歯と口の健康は欠かせることができません。毎日の歯磨きなど身近なところを見直し、定期健診を受けて、むし歯や歯周病などの口の病気を予防しましょう。

【歯と口の健康のポイント】  
①ひと口およそ30回を目安に、よく噛んで食べる習慣を身につけましょう。  
②鏡の前で口の中を見ながら歯磨きをしましょう。

歯ブラシだけで汚れをすべて落とすことは難しいです！



③歯ブラシで磨いた後に、デンタルフロスや歯間ブラシなどを使用しましょう。  
④かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受けましょう。  
◆妊婦や特定の年齢の人に無料で受けていただける歯科健診を実施しています。対象者には受診券が交付されるので、ぜひご利用ください。

## 妊婦歯科健康診査

対象者 鳥取市に住所を有する妊婦  
ところ 鳥取県東部歯科医師会所属の各歯科医院  
負担金 無料（受診券は母子手帳交付時に交付）

## ふしめ歯科検診

対象者 鳥取市に住所を有する40歳・50歳・60歳・70歳の人および、45歳・55歳・65歳の鳥取市国民健康保険加入者  
※令和3年度中に到達する年齢  
ところ 鳥取県東部歯科医師会所属の各歯科医院  
負担金 無料（受診券は対象者へ6月末発送）

## 6月は「歯と口の健康週間」&「食育月間」です

問 駅南庁舎健康・子育て推進課  
☎ 0857-30-8581（歯と口の健康について）☎ 0857-30-8582（食育について）☎ 0857-20-3965  
歯と口の健康と食生活は、私たちの生涯の健康に大きく関係します。毎日かわることだからこそ、この機会にその大切さを意識してみませんか？

## 食育ってなに？

食育とは「さまざまな経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」です。この食育の一層の浸透を図るため、食育基本法が成立した6月を食育月間と定めています。

## どのように食育を進めよう？

本市では、市民のみなさんが「食」を通じ、生涯にわたっていきいきと元気に暮らすことができるよう、充実した食育を推進するため「第3次鳥取市食育推進計画」を策定しました。「自然の恵みに感謝し、『食』を通して健全な心身と豊かな人間性を育み、健康的な食習慣を身につけると共に、豊かな食文化を継承していく」を基本理念に掲げ、その実現に向けて、市民のみなさんに参加していただけるさまざまな取り組みを行っています。



食育に関する事業は本市公式ホームページや市報などで発信していきます



食育推進員による伝達講習会



保育園での菜園活動とクッキング



地区公民館での地産地消事業



第3次鳥取市食育推進計画について

派遣労働者をはじめとする非正規雇用者や離職者が置かれている雇用環境は、その時々々の経済情勢に大きく左右されます。今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、安心して働き、生活する権利が脅かされる現状は正規雇用者も含めて一層深刻なものとなっています。

## 「働けるはず」だったのに

通常なら働けるはずだった人たちが、コロナ禍による経済環境の悪化で、非常に厳しい困窮状態に追い込まれています。

収入面の問題に起因して、そこから派生するさまざまな相談が、本市の生活困窮者への包括的支援機関である「パーソナルサポートセンター」に数多く寄せられています。

## 学生の困窮も

コロナ禍は、学費や生活費をアルバイトで賄っている学生の生活にも、暗い影を落としています。こうした学生は、就労時間の短縮や親族からの仕送り額の減少などにより、生活が成り立たなくなっています。

## 生活困窮状態とは

生活困窮状態は、経済的な困窮だけでなく、就労、心身、地域との関係性、その他の事情から最低限度の生活の維持ができなくなるおそれがある状態をいいます。それは、決して特別なことではなく、誰もがそのような状況に陥る可能性があります。

特に、現在のようなコロナ禍の中では、収入減による債務の未返済、公共料金や家賃の滞納、地域や職場、家族との人間関係など、あらゆる困

りごとを抱えている人がいるのが現実です。

## 社会的に孤立しないように

生活困窮は、社会参加の機会や人と人とのつながりに影響をおよぼし、社会的な孤立を引き起こします。そうなると、困ったときにセーフティーネットにつないでくれる人がおらず、事態が深刻化する傾向にあります。

社会的孤立の深刻さを表す数字の一つに、自殺者数の増加があげられます。令和2年度は、リーマンショック直後の平成21年以降11年ぶりに増加に転じ、前年比750人増の2万919人となっています（厚労省速報値）。

厚労省自殺対策推進室では「特に下半期は経済問題が要因とみられる自殺が目立つ」との分析を示しています。

こうした状況の中、国も「孤独・孤立対策担当室」を新設して、コロナ禍の影響を受ける非正規労働者や、孤独に悩む人への緊急支援策を講じて

います。

## 一人で悩まず、「ご相談ください」

前述の「パーソナルサポートセンター」は、本市の中央人権福祉センター（幸町151）内にあります。生活困窮などに関する相談窓口を担っています。相談内容によっては、必要に応じて関係部署や関係機関などにつないでいきます。



相談は、センター内の個別ブース内でプライバシーに配慮しながら対応しています。

※中央人権福祉センターでは、カウンセラーや弁護士による人権・生活相談も行っていきます（予約制）。詳しくは29ページをご覧ください。